

報告第1号

地方自治法第180条議会の委任による専決処分について（訴えの提起）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された広域連合長の専決処分事項のうち、訴えの提起について、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

平成29年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された広域連合長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成29年9月27日

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合は、平成29年9月27日をもって、下記相手方を被告として、下記損害賠償請求の訴えを提起する。

1 相手方

住所 京都市

氏名 (個人)

2 事件名 損害賠償請求事件

3 請求の内容

第三者行為（交通事故）の被害者（（個人））へ平成27年3月から9月までに行った第三者行為に伴う医療給付費の総額から自動車損害賠償責任保険請求での回収額を差し引いた計7,278,898円